

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	「地球温暖化対策税」に関する検討	
税 目		
要 望 の 内 容	<p>政府においては、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020 年に、温室効果ガスを、1990 年比で 25%削減するとの目標を掲げており、この目標達成に資する税制のあり方について検討する必要がある。</p> <p>具体的には、地球温暖化問題を巡る国際交渉や今後発生する追加的な財政需要をにらみつつ、負担能力、国際競争力への影響、化石燃料の炭素排出量、簡素な税制・徴税コストの最小化等の観点から運輸、産業、民生各部門に適した税制について検討を行う。</p> <p>特に、産業・民生部門に対する課税のあり方については、排出量取引制度と一体的に検討する必要があるほか、固定価格買取制度等の他の施策との関係を踏まえ、全体としての対策の整合性を図りつつ、検討する必要がある。</p>	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p>	<p>減収見込額 (平年度)</p> <p>百万円</p>

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	
	政策の達成目標	
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	

これまでの 要望経緯	
---------------	--